

【改訂歴】

・令和4年6月29日付

「公募要領」P.2のウ 特定事業者の記載について、以下の通り改訂いたしました。

<改定前>

・中小企業等経営強化法第2条第5項に規定するもののうち、以下(1)～(4)のいずれかに該当するものであって、上記「イ」に該当しないもの

(1) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、常時300人(卸売業を主たる事業とする事業者については、400人)以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(2) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会
(酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合)

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であるものであって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合)

その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時300人(酒類卸売業者については、400人)以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(3) 内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(4) 技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

- ・中小企業等経営強化法第2条第5項第1号～第4号に規定するもの
- ・企業組合、協同組合

<改定後>

(1) 従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社又は個人(「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」第4条による改正後の「中小企業等経営強化法」第2条第5項に規定する者を指す。)のうち、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であるもの

業種	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業	500人
卸売業	400人
サービス業又は小売業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	300人
その他の業種(上記以外)	500人

※ 従業員数の考え方は、ア※1、2と同様。

(2) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、常時300人(卸売業を主たる事業とする事業者については、400人)以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(3) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会
(酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合)

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であるものであって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合)

その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時300人(酒類卸売業者については、400人)以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(4) 内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(5) 技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

- ・ 中小企業等経営強化法第2条第5項第1号～第4号に規定するもの
- ・ 企業組合、協同組合

*改定内容 (1)の従業員数を追加いたしました。よって(1)～(4)は(2)～(5)に読み替え。

【改訂歴】

・令和4年6月20日付

「公募要領」P.24の<添付書類 ファイル名確認シート>について、以下の通り改訂いたしました。

改訂前			改訂後		
分類 番号	提出（添付書類）	ファイル名	分類 番号	提出（添付書類）	ファイル名
4	（該当する場合）地域 経済牽引事業計画書の 承認書	05_地域経済牽引事業 計画書の承認書（事業 者名）.pdf	4	スキーム図	04_スキーム図（事業 者名）.pdf
			5	事業計画書	05_事業計画書（事業 者名）.pdf
5	決算書等（直近2年間 の貸借対照表、損益計 算書、製造原価報告 書、販売管理費明細、 個別注記表、会社案内 等の事業概要の確認が できる資料（会社We bページがない事業 者、事業計画書のUR Lを記載しない事業者 のみ）	【法人の場合】 06_第〇期決算書等（事 業者名）.pdf ※1期分の決算書類を 1ファイルにしてくだ さい。 【設立後間もないため 決算書の提出ができな い法人】 06_設立事業計画書等 （事業者名）.pdf 【個人事業主の場合】 06_確定申告書等（事 業者名）.pdf	6	決算書等（直近2年間 の貸借対照表、損益計 算書、製造原価報告 書、販売管理費明細、 個別注記表、会社案内 等の事業概要の確認が できる資料（会社We bページがない事業 者、事業計画書のUR Lを記載しない事業者 のみ）	【法人の場合】 06_第〇期決算書等 （事業者名）.pdf ※1期分の決算書類を 1ファイルにしてくだ さい。 【設立後間もないため 決算書の提出ができな い法人】 06_設立事業計画書等 （事業者名）.pdf 【個人事業主の場合】 06_確定申告書等（事 業者名）.pdf
10	【賃上げ加点等】 特定適用事業所該当通 知書	10_特定適用事業所該 当通知書（事業者 名）.pdf	11	【賃上げ加点等】 特定適用事業所該当通 知書	11_特定適用事業所該 当通知書（事業者 名）.pdf

*旧4を、新4と5に改定。それにより改定前の分類番号5以降は+1で読み替えるものとする